

神戸市告示第76号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和5年4月17日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定する区域

中央区東川崎町2丁目14番、20番の各一部

（別図のとおり）

2 特定有害物質の名称

1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、
1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、クロロエチレン、ベンゼン、
カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、
水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、
砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

別図

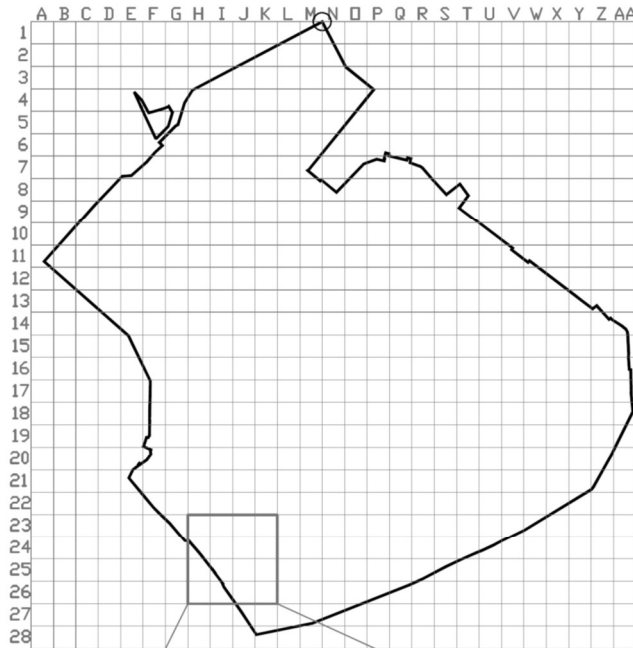
< 起点 >

起点は、神戸市中央区東川崎町2丁目14番1の北端（No.3126）地点とする

< 格子の回転角度 >

24°12' 28"


起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10mまたは30m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。



凡例

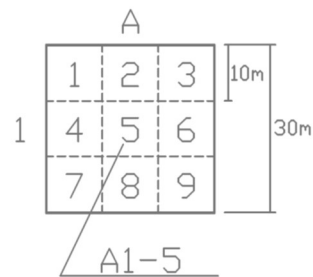
○ 起点

— 敷地境界線

 形質変更時要届出区域

< 30m格子図 >

単位区画番号



< 10m格子図 >

